

【平成 30 年 4 月入学予定者のうち雇用保険の一般被保険者（であった方）へ】
専門実践教育訓練給付について

専門実践教育訓練給付金については、雇用保険の一般被保険者（であった方）のうち一定の要件を満たした方が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を修了する見込で受講している場合に支給されます。

京都大学法科大学院（法学未修者及び法学既修者）は、厚生労働大臣指定講座です。

給付を希望する場合は、受講開始（入学）日（4月1日）の1ヶ月前までに受給資格確認申請が必要ですので、ハローワークで手続きをしてください。

（注意：大学で申請は受け付けておりません。）

申請及び支給要件照会等については、厚生労働省のホームページでご覧いただき、不明な点は、ハローワークに直接お尋ねください。

厚生労働省のページ> 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 人材開発 > 教育訓練給付制度

専門実践教育訓練給付金、教育訓練支援給付金についてのリーフレット [PDF]

(https://www.hellowork.go.jp/dbps_data/_material_/localhost/doc/senmonkyouiku_kyufu.pdf)

なお、2月中旬以降に発送する入学手続書類に「【雇用保険の一般被保険者（であった方）へ】専門実践教育訓練給付申請について」及び指定講座に関する明示書を同封しますので、希望する方はこちらもご覧ください。